

オンライン請求及びオンライン資格確認

**【訪問看護】
導入期限猶予の経過措置
に関する手続きのご案内**

2024年9月

東日本電信電話株式会社

1-1.「経過措置」の適用について

- ◆オンライン請求及びオンライン資格確認の原則義務化に向けた導入期限について、**経過措置の概要及び申請方法等**が公表されました
- ◆経過措置が適用される訪問看護ステーションのお客様に確実に申請を実施いただけるよう、**経過措置の適用可否及び適用する場合の猶予届出手続きについてご案内**します

1. 原則義務化の期限に関する経過措置の概要

オンライン資格確認の導入期限について、**令和6年10月末時点で、やむを得ない事情**がある訪問看護ステーションについては、**期限付きの経過措置を設ける**こととしました。経過措置対象の訪問看護ステーションは、あらかじめ社会保険診療報酬支払基金（原則、医療機関等向けポータルサイト）を経由して、地方厚生（支）局に**猶予届出を届け出る**必要があります。経過措置の詳細や届出方法については、通知等をご確認ください。

出典：医療機関等向け総合ポータルサイト【解説ページ】経過措置（訪問看護）

https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?sys_kb_id=84f057b6933502140dff0e01bba107d&id=kb_article_view&sysparm_rank=1&sysparm_tsqueryId=6b710bf6933dced00dff0e01bba104c&spa=1

2. 経過措置適用可否の確認と、届け出について

令和6年10月末時点での**やむを得ない事情**は6項目に区分されており(P4参照)、特に第2号の場合、**所定の資料を添付して届け出る必要**があります。

多くのお客様におかれましては、6項目のうち「第2号」に該当いたしますことから、第2号の場合についてご案内します。

※第2号:令和6年10月末までにシステム事業者と契約締結したが、導入に必要なシステム整備が未完了の訪問看護ステーション(システム整備中)

◆「第2号」を事由とした場合に実施すべきこと 以下①および②

①**2024年10月31日までにシステム事業者※と契約締結（お申込み）** ※システム事業者：NTT東日本、レセコンベンダ等

②**2024年10月31日までに猶予届出** ※その際、2024年10月末までにシステム事業者と契約したことが確認できる書類の添付が必要

※質問や疑問については、医療機関等向け総合ポータルサイトに記載のコールセンターまでお問い合わせください。（P14参照）

システム事業者へまだ申し込みをされていない（検討中）のお客様へ

2024年10月末までの契約締結（お申込み）を適用できるよう、
まずは2024年10月末までのオンライン資格確認のシステム事業者へのお申込みをご検討ください

1-2.「経過措置」 - やむを得ない事情 6項目

(参考 : 「令和6年10月末時点でのやむを得ない事情」6項目)

やむを得ない事情	期限
①電気通信回線設備に障害が発生した訪問看護ステーション※オンライン請求にのみ適用	障害が解消されるまで
②令和6年10月末までにベンダーと契約締結したが、導入に必要なシステム整備が未完了の訪問看護ステーション(システム整備中)	システム整備が完了する日まで(遅くとも令和7年6月末まで)
③オンライン請求又はオンライン資格確認に接続可能な光回線のネットワークが整備されていない訪問看護ステーション(ネットワーク環境事情)	オンライン請求又はオンライン資格確認に接続可能な光回線のネットワークが整備されてから6ヶ月後まで
④改築工事中の訪問看護ステーション	改築工事が完了するまで
⑤廃止・休止に関する計画を定めている訪問看護ステーション	廃止・休止するまで
⑥その他特に困難な事情がある訪問看護ステーション ・常勤の看護職員その他の従業員の年齢が65歳以上である場合(介護保険におけるオンライン請求の経過措置と同じ) ・その他(1)~(5)の類型と同視できる特に困難な事情がある場合	特に困難な事情が解消されるまで

2024年11月末までに導入工事が完了することが困難なお客様が該当します
(全ての工事が完了する時期が12月以降になることが想定されるお客様)

※6項目の詳細な考え方は別紙(令和6年1月12日付け保連発0112第1号 訪看請求命令一部改正に伴う留意事項)に記載されております。
記載内容に関する質問等がある場合は、オンライン資格確認等コールセンターまでお問い合わせください。(P.10参照)

1-3.「経過措置」 - ご用意いただくもの、オンライン届出手順(1)

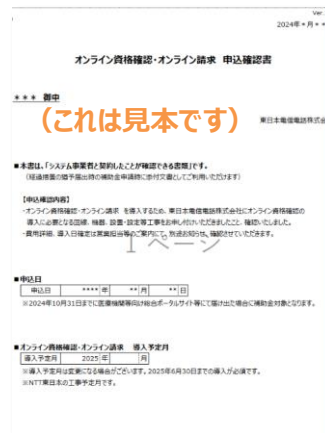
3.経過措置 オンライン届出手順 (第2号事由を選択する場合)

3-1.ご用意いただくもの

オンライン請求及びオンライン資格確認導入のお申込み証跡となる契約書等

※NTT東日本、又はレセコン等システム事業者のいずれか

- ・ 工事の依頼先に**2024年10月末までに申込済である証跡**が必要です
- ・ NTT東日本では、「**オンライン資格確認・オンライン請求 申込確認書**」を用意し、**ご案内している担当部署よりお渡しいたします** (原則、電子メールでの送付)



3-2.オンライン届出手順

(1) 医療機関向け総合ポータルサイトにログイン

画面中部にある表示をクリック

画面下部にある表示をクリック

義務化/経過措置に関する重要なお知らせ

経過措置の届出はこちら

訪問看護[詳細はこちら]をクリック

ログインした上で、オンライン資格確認・オンライン請求をクリック

※NTT東日本の場合

「オンライン資格確認・オンライン請求申込確認書」イメージ (お申込み証跡となる契約書等)

※郵送での届出も可能です

(4.経過措置 郵送届出手順を参照ください)

1-3.「経過措置」 - オンライン届出手順(2)

3.経過措置 オンライン届出手順

3-2.オンライン届出手順

(3) オンライン資格確認導入の猶予類型を選択

オンライン資格確認・医療情報化支援基金関係
医療機関等向けポータルサイト

オンライン資格確認導入の猶予届出

オンライン資格確認導入の猶予類型

○ オンライン資格確認の導入の原則義務付けについて、令和5年3月31日未時点で、やむを得ない事情がある保険医療機関・薬局については、本フォームにより経過措置の届出（猶予届出）を行うことができます。

○ 該当するオンライン資格確認導入の猶予類型を選択の上、猶予類型ごとに必要な事項の入力と資料の添付を行ってください。

○ 経過措置・猶予届出に係る詳細については、[オンライン資格確認の原則義務化に関する特設ページ](#)（クリック）をご確認ください。

やむを得ない事情があるものとして、オンライン資格確認導入の猶予類型（以下の第1号から第6号まで）のうち該当するものいずれかにチェックし、チェックされた猶予類型に該当する項目（第1号～第6号）を入力してください。（チェックされた猶予類型以外の項目（第1号～第6号）は入力できません。）

猶予類型 **必須**

- 第1号:令和5年2月末までにシステム事業者と契約締結したが、導入に必要なシステム整備が未完了の保険医療機関・薬局(システム整備中)
- 第2号:オンライン資格確認の導入の原則義務化に関する特設ページにリンクされている情報に照準を置いて、薬局(ネットワーク準備中)
- 第3号:訪問診療のみを実施する保険医療機関
- 第4号:改装工事中、臨時施設の保険医療機関・薬局
- 第5号:廃止・休止に関する計画を定めている保険医療機関・薬局
- 第6号:その他特に困難な事情がある保険医療機関・薬局

■ 猶予型：「第2号」を選択

■ システム事業者との契約日

・NTT東日本の「オンライン資格確認申込確認書」を用いて届出する場合は、「申込日」の日付を記載してください。

(レセコンベンダ様から取次いただいた案件は、NTT東日本が取次をいただいた日が、「オンライン資格確認申込確認書」の申込日となります。)

※ NTT東日本が11月工事予定の場合は、レセコンベンダ様等の工事が12月以降予定である事を確認できる契約書等の証拠が必要となります

(NTT東日本の工事予定が11月であることのみでの届出となる場合、経過措置が不要と判断されてしまうため)

(4) 第2号を選択した場合の契約日、作業完了見込みを入力

第1号（システム整備中）を選択した場合

以下の入力をした上、契約書・注文書の写しなどシステム事業者と契約（令和5年2月28日までに締結されたものに限る）したことが確認できる書類を添付することが必要です。（本フォームの下部よりアップロードすることが可能です。）

システム事業者との契約日(年) **必須** 入力可能期間:速くとも2025年2月28日まで

(月) **必須**

(日) **必須**

作業完了見込み44時期【2023年】(月) **必須** 入力可能期間:速くとも2023年9月末

■ 作業完了見込み時期

・お客様のオンライン資格確認導入に関する**すべての作業が完了する見込みの時期**を記載願います。

(NTT東日本工事以後、レセコンベンダ様等の工事がある場合は、最後の工事が終わる時期を記載願います)

1-3.「経過措置」- オンライン届出手順(3)

3.経過措置 オンライン届出手順

3-2.オンライン届出手順

(5) 複数医療機関コードをお持ちの場合の情報入力

複数医療機関コードをお持ちの場合

医科歯科併設医療機関で、複数の保険機関コード（医療機関コード）を有する場合、本アカウントで登録している保険機関（医療機関コード）以外の保険機関コードを記入してください。
※保険機関コードとしては、先頭から順に該当の都道府県番号（2桁）、点数表番号（1桁）、医療機関（薬局）コード（7桁）を記入してください。

【都道府県番号】
01北海道、02青森、03岩手、04宮城、05秋田、06山形、07福島、08茨城、09栃木、10群馬、11埼玉、12千葉、13東京、14神奈川、15新潟、16富山、17石川、18福井、19山梨、20長野、21岐阜、22静岡、23愛知、24三重、25滋賀、26京都、27大阪、28兵庫、29奈良、30和歌山、31鳥取、32島根、33岡山、34広島、35山口、36徳島、37香川、38愛媛、39高知、40福岡、41佐賀、42長崎、43熊本、44大分、45宮崎、46鹿児島、47沖縄

【点数表番号】
1医科、3歯科

保険機関コード

備考欄

備考

■訪問看護ステーションコード：訪問看護ステーションコードを記載します

(6) 添付資料のアップロード

添付資料

下記の場合には、添付書類をアップロードしてください。
(添付資料はZipもしくはPDFでまとめてからアップロードしてください。)
第1号を選択した場合：契約書・注文書の写しなど、システム事業者と契約したことが確認できる書類
第6号を選択した場合：困難な事情を確認できる書類がある場合はその書類（の写し）

添付書類のアップロード

ここにファイルをドラッグ＆ドロップしてください。

ファイルが選択されていません

ZIPもしくはPDFでまとめてからアップロードしてください。

■添付書類のアップロード：NTT東日本の場合は、「オンライン資格確認・オンライン請求申込確認書」をアップロードしてください。
※デスクトップ等に当該ファイルを置き、ドラック＆ドロップ、又は「ファイルの選択」ボタンからファイルを選択

最後に「確認画面へ進む」を選択

1-4.「経過措置」 - 郵送届出手順(1)

4.経過措置 郵送届出手順 (第2号事由を選択した場合)

4-1.ご用意いただくもの

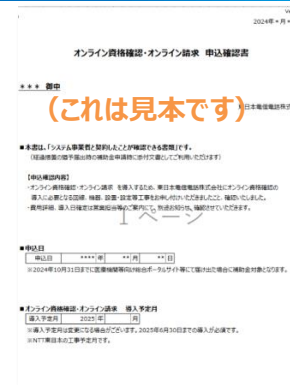
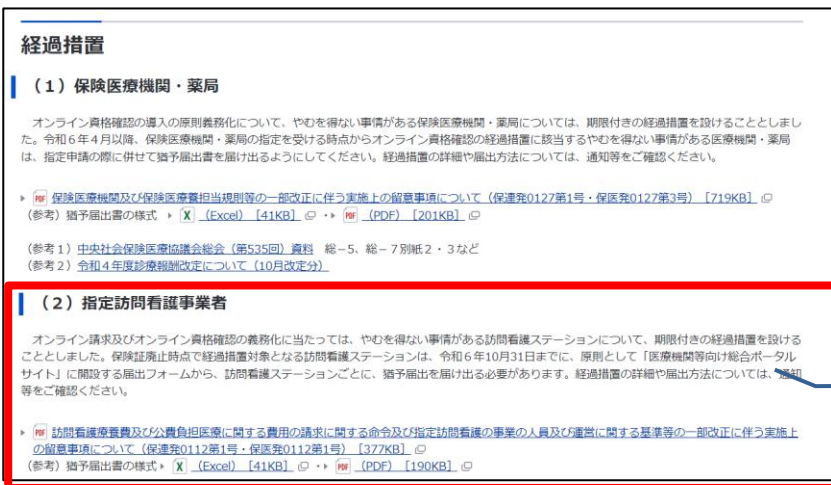
オンライン請求及びオンライン資格確認導入のお申込み証跡となる契約書等

※NTT東日本、又はレセコン等システム事業者のいずれか

※プリンター等にて印刷してください

4-2.郵送届出手順

(1) 猶予届出書のダウンロードと印刷



※NTT東日本の場合
「オンライン資格確認・オンライン請求申込確認書」イメージ
(お申込み証跡となる契約書等)

■ 届出書類のダウンロード
URLに以下を記入しサイトを開く
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08280.html
又は検索サイトで下記ワードにて検索
「厚生労働省 オンライン資格確認の導入について」

■ 猶予届出書の様式
上記ページの中段にある「経過措置」(2)指定訪問看護事業者から、「Excel」「PDF」いずれかを選択し、ダウンロード

1-4.「経過措置」 - 郵送届出手順(2)

4.経過措置 郵送届出手順

4-2.郵送届出手順

(2) 届出書類の記入、郵送

※必要事項をすべて記載し、添付書類とともに郵送してください。

(送付先) 〒105-0004 東京都港区新橋2丁目1番3号 社会保険診療報酬支払基金 医療情報化支援助成課 行

※郵送の際、封筒の表面には、**赤字で「猶予届出書在中（訪問看護）」と記載**してください

(別添) オンライン請求及びオンライン資格確認導入の猶予届出書 様式

1. 訪問看護ステーションの基本情報

① 名称			
② 電話番号	-	-	③ 保険機関コード
④ 所在地	〒		

II. 届出内容

⑤ 経過措置の届出を行う内容

ア. オンライン請求とオンライン資格確認の両方(⑥の猶予類型も共通)
イ. オンライン請求のみ
ウ. オンライン資格確認のみ

⑥ 該当する経過措置の猶予類型

・第1号: 電気通信回線設備に障害が発生した訪問看護ステーション【⑤イを選択した場合のみ】
・第2号: 令和6年10月末までにシステム事業者と契約締結したが、導入に必要なシステム整備が未完了の訪問看護ステーション(システム整備中)
・第3号: オンライン請求又はオンライン資格確認に接続可能な光回線のネットワーク環境が整備されていない訪問看護ステーション(ネットワーク環境事情)
・第4号: 改築工事中の訪問看護ステーション
・第5号: 廃止・休止に関する計画を定めている訪問看護ステーション
・第6号: その他特に困難な事情がある訪問看護ステーション

⑦ ⑥の選択に応じた補足事項

・第1号	回線機能障害の理由	年	月	日	
・第2号	システム事業者との契約日 (遅くとも2024年10月末)	西暦	年	月	日
	作業完了見込み時期 (遅くとも2025年6月末)	西暦	年	月	日
・第3号	光回線のネットワークの整備状況(1.整備されていない/2.整備された) (2の場合 整備された時期)	西暦	年	月	日
・第4号	工事開始日	西暦	年	月	日
・第5号	工事終了予定日	西暦	年	月	日
	廃止又は休止予定日 (遅くとも2025年6月末)	西暦	年	月	日

特に困難な事情として、右の状況にある。

・ア: 常勤の看護職員その他の従業者の年齢が、平成30年3月31日において、いずれも65歳以上である(=全員の生年月日が昭和28(1953)年4月1日より前)
(最も若い常勤職員の生年月日) 西暦 年 月 日

・イ: その他第1号～第5号と同視できる特に困難な事情がある場合(※以下に具体的な内容を記載)

⑧ 備考

上記のとおり届け出ます。

西暦 年 月 日	代表者名
審査支払機関	住所 〒
厚生支局	御中
	メールアドレス:

赤枠: 必須選択・記載 **黄枠**: 選択した類型に応じて選択・記載

※Excelの場合は、プルダウンで選択後、印刷。PDFの場合は、印刷後記載。

プルダウンで選択 / 紙の場合は記載

- ・ア
- ・イ
- ・ウ

プルダウンで選択 / 紙の場合は記載

- ・第1号
- ・第2号
- ・第3号
- ・第4号
- ・第5号
- ・第6号

プルダウンで選択 / 紙の場合は記載

- ・2024 (年)
- ・2025 (年)

プルダウンで選択 / 紙の場合は記載

- ・12～6 (月)

プルダウンで選択 / 紙の場合は記載

- 1.整備されていない
- 2.整備された

プルダウンで選択 / 紙の場合は記載

- ・ア
- ・イ

【添付資料】

- ・第1号
⑦欄に記入する理由を確認できる書類又は証明書
- ・第2号
契約書や注文書の写しなど、契約日又は申込日(令和6年10月末までに締結されたものに限る。)及び契約者双方の名称が記載され、システム事業者と締結したことが確認できる書類
- ・第6号
アの場合は、最も若い常勤職員の生年月日が確認できる書類(看護師免許の写し等)
イの場合は、困難な事情を確認できる書類がある場合はその書類(の写し)

エクセルで入力する場合、「I.訪問看護ステーションの基本情報」内で選択した都道府県に則した地方厚生(支)局が自動入力されます。
紙の場合は、訪問看護ステーションの所在地を所管する地方厚生(支)局をご記載ください。

1-5.お問い合わせ先

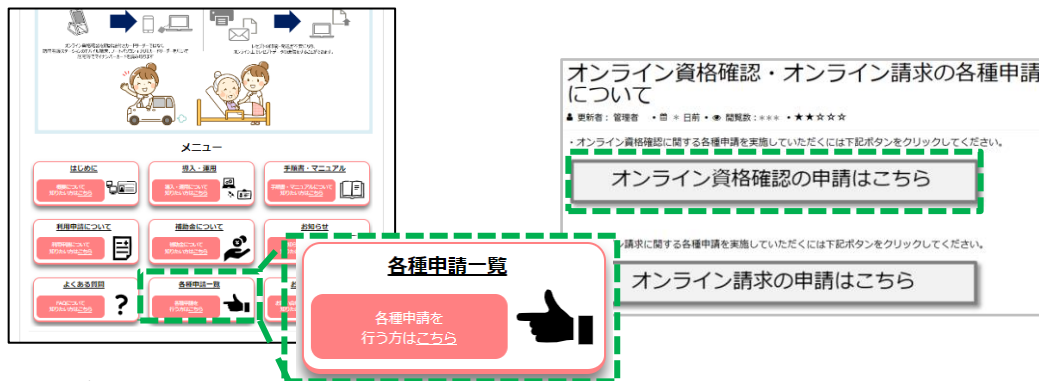
経過措置、制度・手続きについてのご質問は、オンライン資格確認等コールセンタまでお問い合わせください

医療機関等向け総合ポータルサイト

医療機関等向け総合ポータルサイト 検索

https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=csm_index

導入工事後は、「運用開始日登録」をお忘れなく実施ください



【参考資料】

厚生労働省からの経過措置・財政支援（補助金）についてのご案内となります。ご参照ください。

【オンライン資格確認等コールセンター】

☎ 0800-080-4583（通話料無料）

月～金 8:00～18:00

土 8:00～16:00（いずれも祝日除く）

※問い合わせの際は、はじめに訪問看護ステーションコード、訪問看護ステーション名を伝えてください。

💻 お問い合わせフォーム

https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=com_med_inquiry

※返信用の連絡先と問合せ内容を入力・送信することで、担当者から回答を行う。回答までに日数を要する場合があります。

